

最高裁秘書第3830号

令和3年12月20日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

11月17日付け（同月18日受付、第030723号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 記事IDが「K1-103262-20211022」である文書（片面で1枚）
- (2) 「NAVIPSの障害に伴う少年事件の統計報告書の提出期限等について」と題する文書（片面で1枚）
- (3) 「【重要】 裁判事務支援システム（NAVIPS）の障害の原因究明作業について」と題する文書（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の(1)及び(2)の各文書には、公にすることにより裁判所の情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

【最高裁各局課等からのお知らせ】

記事ID K1-103262-20211022

【重要】 NAVIUSの障害に伴う■■■■の作成方法等について

発信部署名 :	情報政策課
発信者 :	竹田博貫
掲示期間 :	2021-10-22 ~

本文

裁判事務支援システム（以下「NAVIUS」という。）の利用については、長期間にわたり御迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。

NAVIUSの障害に伴い、NAVIUS利用庁において、■■■■を作成できない状況が続いているところですが、NAVIUSの障害が長期化している状況を踏まえ、NAVIUSを利用して作成する■■■■（簡裁民事（訴訟・調停）・刑事事件、高裁判事事件）については、当面、①■■■■チェックシステム又は②NAVIUSに代えて各庁で使用する期日進行管理プログラム（簡裁民事事件用）等を利用する方法で作成していただくこととしました（少年事件については、おつて御連絡します。）。

なお、詳細は、10月22日送信の情報政策課課長補佐等メールで各庁にお伝えしております。

添付



【最高裁各局課等からのお知らせ】

記事ID K1-103281-20211104

NAV I U Sの障害に伴う少年事件の統計報告書の提出期限等について

発信部署名 :	情報政策課
発信者 :	竹田博賢
掲示期間 :	2021-11-04 ~

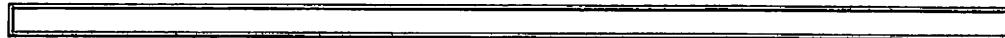
本文

裁判事務支援システム（以下「NAV I U S」という。）の利用については、長期間にわたり御迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。

NAV I U Sを利用して作成する令和3年9月分以降の[REDACTED]の統計報告については、同月30日付け当課参事官事務連絡「NAV I U Sの障害による統計報告期限の緩和について」のとおり提出を留保しているところですが、少年事件については、暫定的にNAV I U Sの利用を再開していることから、[REDACTED]の提出を再開することとしました。

報告期限等の詳細は、11月4日送信の情報政策課参事官メールで各庁にお伝えしておりますので御確認ください。

添付



【重要】 裁判事務支援システム（NAVIUS）の障害の原因究明作業について

発信部署名 :	情報政策課情報システム第一係
発信者 :	山本真也
掲示期間 :	2021-11-14 ~ 2021-11-19

本文

11月13日（土）の標記の作業については予定どおり終了しました。
NAVIUSの利用に影響はありませんので、少年事件について、これまでどおり御利用ください。

添付

